

八王子市病児保育事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八王子市病児保育事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設要件)

第2条 要綱第2条に規定する事業（以下「病児保育事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる施設要件を満たさなければならない。

- (1) 保育室を有すること。その面積は児童1人あたり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を最低基準とする。ただし、日ごとに利用する児童の年齢構成が異なることから、全ての児童が年齢及び症状に応じて快適に過ごせる空間を確保できるよう留意すること。
- (2) 児童の観察又は静養のための部屋として、観察室又は安静室を有すること。その面積は3.3㎡を下回らないこと。ただし、第7条第6号に規定する隔離の機能を有した部屋を設置する場合は、当該隔離機能を有した部屋をもって充てることができる。
- (3) 調乳及び簡単な調理を行うことが可能な調理室を有すること。独立した調理室の設置が困難な場合は、調理スペースを確保し、保育室との境界に柵を設けるなど安全性に十分配慮すること。なお、本体施設が調理室を有する場合は、兼用としても差支えない。
- (4) 便所を設置すること。便所には手洗い設備が設けられているとともに、実施施設の他の部分を区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。
- (5) 便所以外の部分に児童用手洗い設備を設けること。
- (6) 保育室の採光を確保すること。建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第28条第1項及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条の規定に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積のおおむね5分の1以上であることが望ましい。
- (7) 保育室内の換気を確保すること。建築基準法第28条第2項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積のおおむね20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があること。
- (8) 保育所等の併設型施設においては、感染防止のために出入口、便所、児童用手洗い設備の全てが保育所等の設備とは別に設けられていること。
- (9) 実施施設は特別な理由がない場合は、1階に設けることが望ましい。ただし、やむを得ず2階以上に実施施設を設ける場合は、防災上の必要な措置を採る必要がある。
- (10) 実施施設を2階に設ける場合は次の(ア)・(イ)・(エ)又は(ア)・(ウ)・(エ)の要件を、3階以上に設ける場合は次の(イ)・(エ)・(オ)の要件を満たすこと。
 - (ア) 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - (イ) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - (ウ) 同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - (エ) 実施施設が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

(オ) (エ) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離がいずれも30メートル以内となるように設けられていること。

(職員配置)

第3条 事業者は、看護師、准看護師、保健師又は、助産師（以下、看護師等という）を預かる児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、預かる児童おおむね3人につき1人以上の保育士を配置すること。

(1) 保育士及び看護師等については原則常駐とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。

- ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行なうこと。
- イ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接であること。
- ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 利用児童がいない場合については、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(研修)

第4条 病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「病児・

病後児保育研修事業実施要綱」に定める研修を受講する等、資質の向上に努めること。

(帳簿類)

第5条 事業者は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 児童の健康状態を記録したもの
- (2) 病児保育事業に従事する者の氏名等を記載した履歴書及び資格証明の写し（保育士の資格がない者を採用したときは、採用根拠を記載した書類）
- (3) 病児保育事業の内容を記録したもの
- (4) 病児保育事業の収支の状況を明らかにしたもの

(保育業務)

第6条 事業者は、児童の受入れにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 総定員の範囲内で受け入れることを原則とする。ただし、本要領第2条、第3条に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲で、定員を超えて保育を実施することができる。なお、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。

(2) 保育については、「保育所保育指針」を参考とした処遇内容とし、児童の病状に合わせて行う。

(3) 体温管理等その他健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫する。

(4) 事業者は、病児・病後児保育中の児童の事故等に備えるため、1事故5億円、1人5千万円以上の賠償保険に加入する。

(5) 事業者は、万一不慮の事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、事故報告様式を市に提出する。

(6) 事業者は、事故の発生防止等のため、職員に対して病気回復期のケア、緊急時の対処方法等必要な研修を受講させる。

(7) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施すること。

(感染防止の措置)

第7条 事業者は、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 施設の室内を清潔に保ち、換気に配慮すること。

(2) 職員及び児童の手洗い及び消毒を励行すること。

(3) 保育所において事業を実施するときは、出入口、トイレ及び手洗場は、通常の保育における保育室と区別すること。

(4) 対象児童の予防接種歴、感染症等の既往歴を事前に把握すること。

(5) 対象児童に対する予防接種の勧奨を行うこと。

(6) 病児対応型施設は、感染症り患児童受入れのための隔離の機能を有した部屋を設けること。その面積は3.3㎡を下回らないものとし、感染予防に十分配慮して運用する。

(保育の一時中止)

第8条 事業者は、院内感染等の事由が発生し、施設において安全に病児・病後児保育を行うことが困難になった場合、状況が改善されるまでの間保育を中止すること。

(病気の範囲)

第9条 要綱第2条に規定する病気の「回復期」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常り患する疾病においては、急性期を経過した以降
- (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する麻疹、水痘、風疹等の感染症においては、同施行規則第19条（出席停止の期間の基準）を準用する。
- (3) ぜんそく等の慢性疾患においては、発作が収まった以降
- (4) やけど、骨折等の外傷性疾患においては、症状が固定した以降
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医師が病気の回復期にあると判断した状態

(委託手続き)

第10条 市長は、病児保育事業のうち要綱第2条に規定する事業を、要綱第4条に規定する設置の届け出をする事業者に、委託して実施することができる。

(対象経費)

第11条 市長は、前条に規定する病児保育事業の委託をするときは、次の事項の支払いをする。

(1) 委託費用

ア 基本分

- (ア) 実施施設の定員が4人の場合…7,084,000円（うち改善分 病児対応型 2,538,000円、病後児対応型 2,225,000円）
- (イ) 実施施設の定員が7人の場合…10,584,000円（うち改善分 病児対応型 2,538,000円、病後児対応型 2,225,000円）
- (ウ) (ア)及び(イ)の額は、当該年度の日曜日、祝日・休日（国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に定める日をいう。）及び12月29日から翌年1月3日までを除く日（以下「基本開所日」という。）に開所した場合の年額（以下「基本年額」という。）とする。当該年度における事業者の実際の開所日数（以下「実開所日数」という。）が基本開所日に満たない場合は、当該事業者の実開所日数を基本開所日の総日数で除して得た数に基本年額を乗じて得た額（千円未満切り捨て。以下「調整後基本年額」という。）を支払うものとする。
- (エ) 年度の途中に事業を開始する場合には、調整後基本年額を12で除して得た額に実施する月数を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を支払うものとする。
- (オ) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減額する。

イ 延長加算

実施施設において要綱第7条に規定する延長保育を実施するときは次の額に実開所日数を乗じて得た額を加算する。

- (ア) 実施施設の定員が4人の場合…6,580円
- (イ) 実施施設の定員が7人の場合…9,360円
- (ウ) (ア)及び(イ)の額は、延長時間1日当たり2時間（以下「延長基本時間」という。）実施した場合の単価（以下「延長基本単価」という。）をいう。1日当たりの延長時間が延長基本時間に満たない場合は当該事業者の1日当たりの延長時間を延長基本時間で除して得た数に延長基本単価を乗じて得た額（10円未満切り捨て）を支払うものとする。

ウ 病児対応型加算

実施施設が病児対応型の場合には、年額 1,040,000 円を加算する。

エ 病児対応型専属調理員加算

実施施設が病児対応型で、かつ、専属の調理員の配置を行っている場合には、2,220 円に実開所日数を乗じて得た額を加算する。

オ 賃貸借加算

実施施設が賃貸物件の場合には、2,400,000 円を加算する。ただし、賃借費用が 2,400,000 円に満たないときは、当該費用の実支出額を加算する。

カ 病児対応型施設にかかる費用

実施施設が病児対応型の場合の委託費用については、アからオで算出した額と国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に定める基準額と比較し、いずれか大きい額とする。

(2) キャリアアップ補助金

保育士が専門性を高めながら、児童福祉の向上を図る研修に取り組む事業者に対して、八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱第 6 条に定める額を支払う。

(委託費用の支払い)

第 12 条 事業者は、委託費用等を請求しようとするときは、契約期間内に請求書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第 13 条 キャリアアップ補助金の交付申請は八王子市保育士等キャリアアップ事業実施要綱に定める書類を指定する期日までに市長に提出して行うものとする。

(状況報告)

第 14 条 市長は、委託費用、保育士等キャリアアップ補助金の給付を受けた施設に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 条 委託費用の給付を受けた施設は、要綱第 4 条第 3 項により廃止の届出をしたときは又は委託費用の給付に係る会計年度が終了したときは、廃止又は当該会計年度の終了の日から 1 か月以内に、市長に対し別に定める実績報告書を提出しなければならない。

2 改善分の給付を受けた施設は、委託費用の給付に係る会計年度が終了したときは、当該会計年度の終了の日から 1 か月以内に市長に対し別に定める報告書を提出しなければならない。

3 キャリアアップ補助金の給付を受けた施設は、要綱第 4 条第 3 項により廃止の届出をしたとき又は費用の給付に係る会計年度が終了したときは、廃止又は当該会計年度の終了の日から指定する期日までに、市長に対し別に定める実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、委託費用や、キャリアアップ補助金の給付を受けた施設がこの要領に定める規定に違反した場合は、その全部又は一部を取り消し、また既に補助金等が給付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(利用承認)

第 17 条 要綱第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する対象児童の利用申込があったときは、実施施設が病

児・病後児保育を行っても差し支えないという医師の確認及び当日の病児・病後児の状態を総合的に判断し、受入上の支障がない限り速やかに行うものとする。

2 実施施設は、利用日における保育が終了したときは、連絡票に当日の病児・病後児保育の内容を記入し、児童の健康状態を保護者とともに確認するものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。